

# 早 島 町

## 国民健康保険税の税額計算

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）

の国民健康保険税の計算額等は、次のとおりです。

納税義務者は、被保険者のいる世帯の世帯主です。

### 令和2年度の変更点

- ・医療給付費分及び介護納付金分の限度額が変更となっています。

### ●税率等

区 分		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳～65歳)
世帯別 平等割額	特定世帯以外	29,000円	8,000円	7,000円
	※(特定世帯)	(14,500円)	(4,000円)	(—)
	※(特定継続世帯)	(21,750円)	(6,000円)	(—)
被保険者均等割額		29,000円	9,000円	8,000円
所得割額(世帯全員)		9.3%	2.8%	2.4%
課税限度額		63万円	19万円	17万円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

※特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く。）が一人になった世帯をいいます。特定世帯については平等割が2分の1の額となります。（特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、特定継続世帯として、その後3年間平等割が4分の3の額になります。）

※75歳以上の方が、勤め先の健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者であった65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合、申請すれば所得割額が全額免除（当面の間）され、さらに均等割額と平等割額が5割減免（申請年度を含む2年度分）されます。

## 医療給付費分

課税限度額は63万円

①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	特定世帯以外	29,000円/年
	特定世帯	14,500円/年
	特定継続世帯	21,750円/年
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	29,000円×__人＝	__円/年
③所得割額（被保険者全員の当該年度の所得に応じたもの）	基礎控除後の総所得金額等×9.3%＝__円/年 （右表の（C）－（D）＝__）	
基礎課税額合計（①+②+③）＝__円/年		

(1) 課税額（\_\_ヵ月/12ヵ月、100円未満切捨）÷\_\_円

## 後期高齢者支援金等分

課税限度額は19万円

①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	特定世帯以外	8,000円/年
	特定世帯	4,000円/年
	特定継続世帯	6,000円/年
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	9,000円×__人＝	__円/年
③所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの）	基礎控除後の総所得金額等×2.8%＝__円/年 （右表の（C）－（D）＝__）	
後期高齢者支援金合計（①+②+③）＝__円/年		

(2) 課税額（\_\_ヵ月/12ヵ月、100円未満切捨）÷\_\_円

## 介護納付金分

課税限度額は17万円

①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	7,000円/年	
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	8,000円×__人＝	__円/年
③所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの）	基礎控除後の総所得金額等×2.4%＝__円/年 （右表の（C）－（D）＝__）	
介護保険納付金合計（①+②+③）＝__円/年		

(3) 課税額（\_\_ヵ月/12ヵ月、100円未満切捨）÷\_\_円

国民健康保険税額 { (1) + (2) + (3) } \_\_ヵ月/12ヵ月で＝\_\_円

基礎控除後の総所得金額等の計算 ～所得割の算定基礎に用いる金額～		所得者ごとの申告 内容の合計額対象
令和元年中（1月～12月）の収入（非課税所得を除く）		
収入の種類	公的年金収入	（ ）収入
(1) 収入金額	円	円
(2) 所得控除	年金所得控除 円	必要経費又は給与所得控除 円
所得金額（1）－（2）	(A) 円	(B) 円
(C) 総所得金額等	(A) + (B) = 円	
(D) 地方税法による基礎控除	330,000 円	
基礎控除後の総所得金額等	(C) - (D) = 円	

※地方税法による各種所得控除は非適用となります。

1. 総所得金額等の計算方法は？

- ・ 給与所得＝給与収入－給与所得控除
- ・ 公的年金所得＝年金収入－公的年金所得控除
- ・ 上記以外の所得＝総収入－必要経費

2. 所得割額の算定基礎となるのは、令和元年中の所得です。

（参考）退職前の健康保険制度の継続（任意継続制度）について

退職により健康保険制度の資格を喪失した場合でも、一定の加入期間があれば、退職前の健康保険制度に引き続き加入することができます。（ただし、退職後 20 日以内に手続きが必要です。）保険料、手続、期間等は健康保険制度によって異なります。退職時の事業所又は加入していた健康保険組合（社会保険事務所）等にお問い合わせください。

国民健康保険に加入した場合と比べ金額が低い場合があります。

1 カ月当たりの金額比較	国民健康保険税	退職前の健康保険の継続
	円	円

1 カ月当たりの国民健康保険税 円（1 期あたりではありません。）

※年度途中（5～3月）に国民健康保険の資格を取得された場合は、  
（ \_\_\_\_ 月/12 月）というように月割り計算します。

※ 納税は、1 期（6 月）～10 期（翌年 3 月）の 10 回払いですが、年度途中に加入の届出をされた場合は、翌月以降からとなります。